

恵庭市障がい者総合相談支援センター e-ふらっと  
〒061-1445 恵庭市新町 30 番地 3  
電話番号：0123-33-8222  
FAX：0123-34-7744  
メールアドレス  
e-flat.syougai@bz03.plala.or.jp  
ホームページ  
http://eflat-syougai.com/

## 土よりのつどい、再開しました！

これまで利用者の皆様にご利用いただいていた「土よりのつどい」について、新型コロナウイルスの影響により、今年度の開催を延期しておりましたが、下半期10月から再開しました！今年度はテーマを設けず、みんなで気軽におしゃべりが出来る場、「おしゃべりのつどい」として開催することになりました。マスク着用や、手指消毒、一回当たりの人数制限などご協力いただきながら、今年度第1回の土よりのつどいを10月10日に開催しました。これからもe-ふらっとに集っていただけたら幸いです。是非、ご利用者の皆様にお声がけください。

### ★土よりのつどい～「おしゃべりのつどい」～★

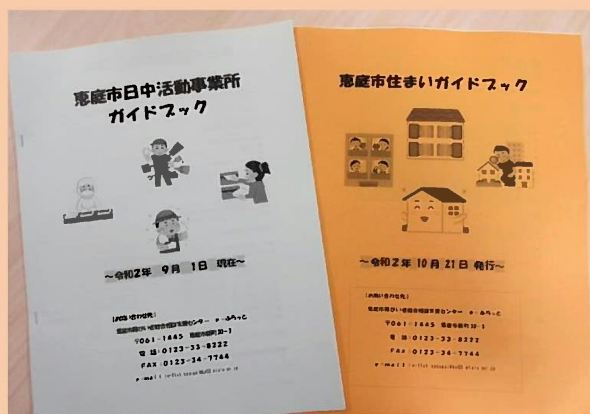
- ・毎月第2土曜日：**11/14、12/12、1/9、2/14**
- ・時間：**①10～11時、②14～15時**の2部制
- ・場所：**e-ふらっと 交流スペース**

- ※参加は予約制です。e-ふらっとまでお申し込みください。
- ※当日は、ご自宅などで検温のうえ、参加をお願い致します。
- また、**マスク着用**のうえ、**手指消毒**などのご協力をお願いします。
- (体温が37.5度以上ある方は参加をご遠慮頂きます)。
- ※新型コロナウイルスの感染状況により、開催を中止する場合があります。予めご了承ください。

～10/10のつどいの様子です～



## 日中活動事業所・住まいガイドブック改訂



恵庭市内の日中活動を行う事業所の紹介をまとめた「恵庭市」日中活動事業所ガイドブック」、並びに住居系サービスの事業所の紹介をまとめた「恵庭市住まいガイドブック」の令和2年度版が完成しました。市内の事業所にご協力いただき、日中活動や仲間づくり、就労等のご相談、また住まいに関してのご相談をお受けする際に役立つ冊子として作らせて頂いております。

ガイドブック作成にあたり、ご協力頂きました各事業所の皆様にこの場をお借りして感謝申し上げます。

ガイドブックは、e-ふらっとに設置しております。また、e-ふらっとのホームページからもダウンロードできます。日中活動や生活に関すること等を相談したいと思ったら、どうぞお気軽にe-ふらっとまでご連絡ください。



日中活動ガイドブック  
QRコード



住まいガイドブック  
QRコード

## 恵庭市内事業所紹介 ～陽だまりの家～



今回は NPO 法人陽だまりの家を訪問し、理事長の古山明美さんにお話をうかがいました。陽だまりの家は子ども、高齢者、ひとり親家庭、ひきこもりや障がいのある方など、様々な方へ居場所を提供し、活動している事業所です。現在『子どもの居場所づくり』『きものプロジェクト陽(よう)』『陽だまりお助け隊』の3本柱で主に活動しています。

子どもの居場所づくりでは『陽だまりくらぶ』や『陽だまり塾』での学習支援、子ども食堂で夕食と交流の場を提供するなどの活動を行っており開催時はいつも子どもたちでにぎわっているそうです(11月から新規塾、及びオンライン学習塾を開始する予定とのこと)。

『きものプロジェクト陽』も地域の居場所づくり活動の一つですが、ボランティアが(若い方から高齢の方まで幅広く)集まり、着なくなった着物をバッグや巾着、小物などにリメイクして販売しています。現在はコロナの影響で集まって活動することが難しい状況ですが、オンライン(在宅)ボランティアを募り、活動を続けているとのことでした(ボランティアさん絶賛募集中!)。ちなみに、近く就労継続支援B型事業所の立ち上げ、『きものプロジェクト陽』の活動をもっと幅広く行う予定とのことでした。

『陽だまりお助け隊』では依頼を受け、除雪や粗大ごみの運び出し、資源回収などを有償ボランティアとして行っているとのこと。

また陽だまりの家では『オンライン居場所 陽だまりのつく』を定期的に開催中。第3回開催は11月26日で、参加を希望される方はメールにて事前申し込みの上、直接陽だまりの家に行くかZOOMで参加するか選ぶことができるとのことでした。『陽だまりのつく』は誰でも参加可能とのこと。色々な活動に取り組んでいる陽だまりの家、ボランティアなども含め関心がある方はぜひ問い合わせしてみてくださいはいかがでしょうか?



## 権利擁護・虐待について

虐待というフレーズはとても重たい言葉ですね。しかし、普段から意識することが防止に繋がっていくと考えています。前回のお便りでは虐待防止センターの業務について簡単にお伝えしましたが、今回はどんなことが障害者虐待になるのか?取り上げてみようと思います。

### 虐待の類型

- ・身体的虐待～身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること
- ・心理的虐待～著しい暴言又は、著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・ネグレクト(介護・世話の放棄)～衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること
- ・性的虐待～わいせつな行為をすることまたは障がい者をしてわいせつ行為をさせること
- ・経済的虐待～養護者または障がい者の親族が行う、障がい者の財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること

～上の文章は法的な書き方を抜粋したもので硬い表現ですが、虐待行為は大げさな行為だけではなく日常に潜んでいる可能性もあります。例えば「ちょっと小突く」とか、「なんでこんなこともできないの?」というフレーズなど、相手を否定する言動、何気なく使った言葉でも相手にとって重大な意味を持つ言葉となる場合もあります。虐待をしている人もされている人も、「これは虐待」と、気づいていない可能性があります。

虐待は類型を問わず、虐待をされている本人、虐待をしている養護者の自覚は問いません。虐待を受けたと思われる人を発見した時には、恵庭市障がい福祉課やe-ふらっとへ通報してください。

## 新型コロナウイルス等の感染対策

～e-ふらっとをご利用される皆様へ～

新型コロナウイルスの感染終息の見通しがなかなか立たない中で、今年は新しい生活スタイルを確立する年となりましたね。e-ふらっとでも定期的な消毒作業や換気のほか、相談室にも仕切りを設けて飛沫感染防止や、来所される皆様にも**マスクの着用**や**アルコールでの手指消毒等**のお願いをしています。e-ふらっとでは今後も感染対策を徹底し、皆様が安心してご相談できるように努めて参ります。

